

事業主・従業員が技術・技能の向上等のために
専門講座を受講し、自社で受講料を全額負担する場合

経費の一部を助成します



個人研修 支援



フォローしてね

4月1日から申請受付開始

※ただし受付は先着順となり、予算に達し次第終了します。
※予算満了後も取下げ等により、追加で募集する可能性がございます。
募集の際は「X」にてお知らせいたしますので、ぜひフォローをお願いいたします。

対象者

- ・台東区内に本店（法人）・事業所（個人事業主）および営業の本拠を有する中小企業
 - ※ 農林・漁業、風俗関連業、金融業等の業種、宗教法人、社団・財団法人(一般・公益)、NPO法人等は対象となりません。
- ・就業規則が策定されていること（ただし、従業員の雇用がない場合は除く）
 - ※「ワーク・ライフ・バランス支援（先着順・予算満了次第終了）」にて就業規則策定のコンサルティング費用を助成しています。

事業概要

助成限度額	助成率	対象経費
3万円	対象経費の1/2以内	講座受講料 (オンライン講座も対象)

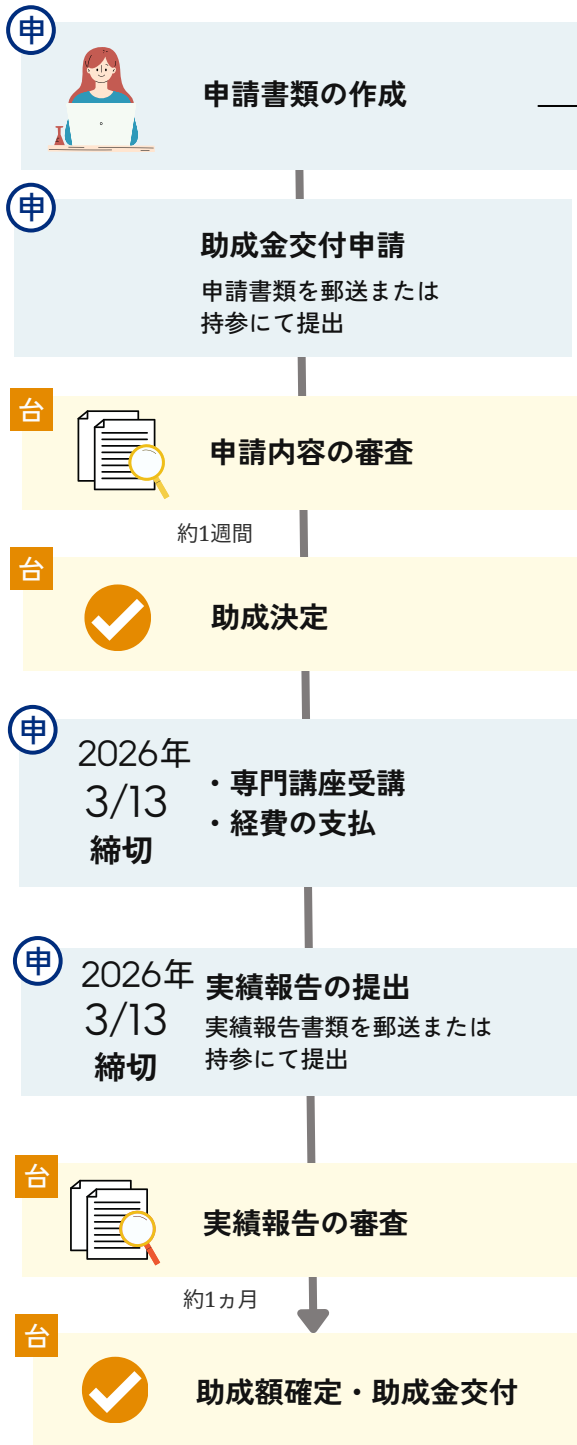
※助成決定前に受講・支払いを実施した場合は対象外です。
 ※消費税は対象外です。 ※リボ払いでのお支払いは対象外です。
 ※助成限度額は、申請事業者ごとの金額です。（受講者ごとの金額ではありません）

○ 対象となる場合

- ・職務に密接に関連するもの
- ・パソコン講座は、下記のような専門性の高い講座のみ
 - ▶デザイン系講座（Photoshop、Illustrator、QuarkXPress、Dreamweaverのソフトを使用するもの）
 - ▶CAD/CAM
- ・助成決定日以降令和8年3月13日（金）までに開催・受講終了し、実績報告書を提出できる講座
- ・参加者に対し講習の受講修了証の交付が可能な講座
- ・受講講座の内容や金額が受講先のウェブサイト等で確認でき、広く一般的に受講受付をしている講座
- ・講師の添削が受けることのできる講座

× 対象とならない場合

- ・食事代、宿泊費、交通費（受講料に食事代等が含まれている場合には、その経費が分かる内訳等をご提出ください）
- ・ワード、エクセル、パワーポイント等の汎用性が高いパソコン講座
- ・試験等の費用（受講料に試験等の費用が含まれている場合には、その経費が分かる内訳等をご提出ください）
- ・申請前に受講の申し込み又は受講料の支払いが済んでいるもの
- ・教材の購入のみの場合



申請書類

(1)申請書
(2)事業計画書
(3)申請前確認リスト

(1)~(3)は事業団WEBサイトからダウンロード

(4)【法人】登記簿謄本の写し
・ 台東区に本店登記がされているもの
・ 発行後3か月以内のもの

【個人事業者】開業届の写し
台東区に本拠地があるもの

(5)【法人】下記①または②
①直近の法人税の納税証明書（その1）*税務署で取得
②直近の法人事業税の納税証明書 *都税事務所で取得

【個人事業主】下記①または②
①直近の所得税の納税証明書（その1）*税務署で取得
②直近の個人事業税の納税証明書 *都税事務所で取得

※所得税の申告期が未到来で、上記納税証明書が発行できない場合はそのことが把握できる書類（法人設立（設置）届出書ないし個人事業の開業・廃業等届出書の写し）を提出する。

(6) 見積書など資金計画の根拠となるもの

(7) 受講講座の内容が分かるもの
（ウェブサイトの画面の写しやパンフレット等、広く一般的に公開されているもの）

(8)就業規則の写し

助成決定後～3/13に受講・支払いが完了し
実績報告の提出ができる経費が対象

留意点

- 国や都など、他機関が実施している同種の助成事業と重複して助成を受けることはできません。
- 親会社・子会社・グループ企業等関連会社との取引は対象となりません。
- 申請は、1企業、年1回までです。
- 事業終了後に状況等をお聴きするため、事業団職員又は中小企業診断士が事業所へお伺いする場合がございます。（事前に日程調整させていただきます。）

お問合せ先

(公財) 台東区産業振興事業団 経営支援課 企業・人材育成担当
〒111-0056 台東区小島2-9-18 台東区中小企業振興センター内
受付時間： 月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く）8時30分～17時00分

URL : <https://taito-sangyo.jp/>
TEL : 03-5829-4124
FAX : 03-5829-4127

